

議案第 5 1 号

長久手市印鑑条例の一部を改正する条例について

長久手市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、長久手市印鑑条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市印鑑条例の一部を改正する条例

長久手市印鑑条例（昭和49年長久手町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録証明書の交付の申請） 第10条 （略） 2 前項の申請は、印鑑登録証を添えて書面でしなければならない。ただし、印鑑の登録を受けている者は、<u>印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u> <u>第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）</u>、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）</u> <u>第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）</u>又は<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）</u> <u>第16条の2第1項に規定す</u>	（印鑑登録証明書の交付の申請） 第10条 （略） 2 前項の申請は、印鑑登録証を添えて書面でなければならない。ただし、印鑑の登録を受けている者は、<u>印鑑登録証に代えて、</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）</u> <u>第2条第7項に規定する個人番号カード（その者に係る個人番号カードに限る。）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

る特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)を添えて、自ら当該申請をすることができる。

3 (略)

4 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請書の記載事項と印鑑登録証(第2項ただし書に規定する申請の場合にあっては、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の記録事項)及び印鑑登録原票の登録事項(前項に規定する申請の場合にあっては、印鑑登録原票の登録事項)とを照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12

_____を添えて、_____当該申請をすることができる。

3 (略)

4 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請書の記載事項と印鑑登録証(第2項ただし書に規定する申請の場合にあっては、番号利用法第2条第7項に規定するカード記録事項_____)及び印鑑登録原票の登録事項(前項に規定する申請の場合にあっては、印鑑登録原票の登録事項)とを照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード(_____)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12

条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 6 (略)	条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 6 (略)
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、長久手市印鑑条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カード及び特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加して一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書を交付することが可能となったため、当該カード等を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができるよう、長久手市印鑑条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 印鑑登録証明書の交付申請時に使用することができるものとして、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加すること。(第10条関係)
- (2) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

条例の改正により、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができるようになります。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。